

『子ども手当』を支給する制度が創設されました

4月1日から、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当を支給する制度が創設されました。佐賀市では、次のとおり子ども手当を支給します。

① 支給対象となる子ども

15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の間にあるお子さんが対象となります。

② 支給対象となる人

佐賀市に住民登録または外国人登録されている人で、支給対象となるお子さんを養育している保護者のうち、家庭の生計を維持する程度の高い人が対象となります。

なお、所得制限はありません。

③ 支給金額

支給対象となるお子さん一人につき、平成22年度は月額13,000円となります。

④ 支給月

毎年6月、10月、2月に、前月までの4カ月分(平成22年6月支給分は、平成22年4月分および5月分)を支給します。なお、児童手当の支給については、平成22年3月分までとなります。

⑤ 申請手続きについて

新たに子ども手当の支給対象となるお子さんを養育している保護者については、認定請求または、額改定請求の手続きが必要となります。

なお、制度創設に伴う認定請求または額改定請求を、平成22年9月30日までに申請した場合、平成22年4月分(または、支給要件に該当した日の翌月分)から子ども手当を支給します。

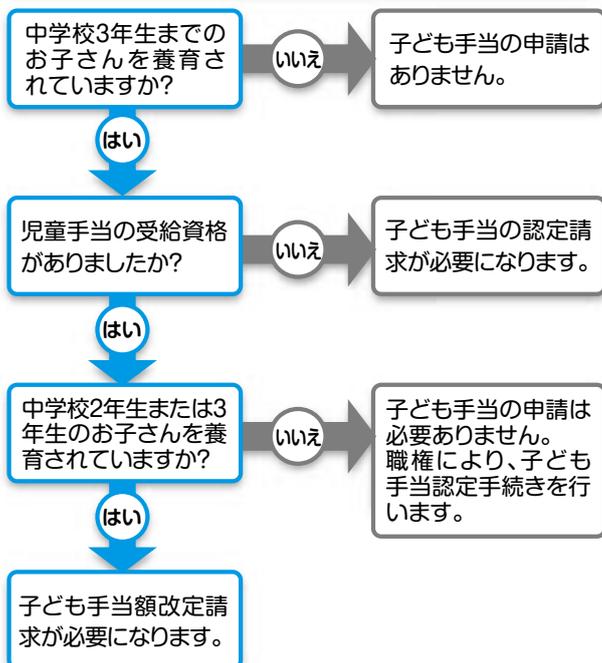
※公務員(独立行政法人・外局へ出向しているなどで職場からの支給がない人を除く)は職場での手続きとなります。

(1) 児童手当の受給資格があった人は、特段の手続きをする必要はありません。職権により子ども手当の認定を行い、4月中旬に認定通知書を送付します。

ただし、中学校2年生または3年生のお子さんがいる人は**額改定請求**の手続きが必要となります。

(2) これまで所得制限などにより児童手当の受給資格がなかった人、中学校2年生または3年生のお子さんのみを養育している人は、**認定請求**の手続きが必要となります。

子ども手当申請フローチャート



平成22年4月1日現在で、児童手当の受給資格がなかった人、中学校2年生または3年生のお子さんのみを養育している人には認定請求書を、児童手当の受給資格があった人で、中学校2年生または3年生のお子さんを養育している人には額改定請求書をそれぞれ送付します。申請書類の発送は、4月下旬の予定です。なお、申請書類については、住民基本台帳および児童手当受給者台帳に基づいて対象世帯を抽出しております。

支給対象となるお子さんと別居している世帯は申請書類の発送ができない場合があります。子ども手当の支給対象に該当する人は問い合わせいただき、必要書類を確認の上、窓口での手続きをお願いします。



◎申し込み・問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係(1階45~47番窓口)

☎40-7252 FAX 25-5440

または、各支所保健福祉課